

第 1971 回定例研究会報告要旨（11月30日）

GTAP による米豪自由貿易協定の 効果と影響分析 農産物貿易を中心に

福田 竜一

1999 年の WTO シアトル閣僚会合における新ラウンド立ち上げの失敗を受け、自由貿易協定（FTA）は急速に増加した。排他的な FTA には経済的なデメリットがあることはよく知られている。だが WTO で際立った進展がみられない状況では、当面 FTA が WTO とは別の貿易自由化への道としての役割を果たし、貿易自由化交渉の“多チャンネル”状態が継続するであろう。

ところで、FTA において農産物など特定のセンシティブ品目が交渉成功の障壁となることは少なくない。特に農産物をめぐる交渉問題を分析する上で注目される FTA の一つとして、2004 年 2 月に合意された米豪 FTA が挙げられる。農産物貿易自由化に積極的な米豪両国であるが、その両国による FTA においてさえ、農産物貿易自由化を巡って交渉は難航し、最終的に一部農産物について貿易自由化の例外とする妥協が成立した。本報告ではこの米豪 FTA を対象にして、交渉過程や協定締結の影響を理論的・数量的に分析した結果を報告した。その主要内容は以下のとおりである。

第 1 に交渉理論を用いて FTA の交渉過程を分析した。交渉理論によれば、交渉のない状態から交渉することによってパレート最適性が達成されうる。ただし、自由貿易状態は最適交渉解の一つであるが、交渉結果が必ず自由貿易となる保証はない。完全な自由貿易協定にはなっていない多くの FTA が存在する理由を理論的に説明した。

第 2 に米豪 FTA の交渉経過と合意内容について農産物問題に焦点を当てて考察した。交渉における農産物にかかる問題として、アメリカ側はオーストラリアの SPS 制度や農産物輸出公社を取り上げた。他方オーストラリアはアメリカの農産物輸入割当制度の撤廃な

どを要求した。結局、アメリカの砂糖や乳製品の関税割当制度を貿易自由化の例外とすることで合意された。またアメリカの牛肉の関税割当制度は撤廃するが、撤廃までには 20 年近い移行期間と 2 種類のセーフガードの設定を認めるなど、アメリカ側のセンシティブ品目には十分配慮されている。逆にオーストラリアの貿易障壁等についても、合意内容には具体的な変更等は盛り込まれず、結局完全な自由貿易実現よりも、両国がスピーディーな合意成立をより重視したことが読み取れる。

第 3 に一般均衡モデルの GTAP によって米豪 FTA の経済的影響を、関税撤廃効果に限定して分析した。分析では今回の合意案に基づくケースと完全撤廃のケースとを比較した。合意案に基づくケースは完全撤廃のケースよりも、アメリカに等価変分（価格の変化が引き起こすのと同じ効用の変化を引き起こす所得の変化）と GDP の増加をもたらすが、オーストラリアのそれらを減少させる。交渉理論の観点に照らし合わせると、今回のオーストラリア側の譲歩が果たしてどれほど適切であったのかに関しては疑問の余地も残る。いずれにせよ関税撤廃は高関税率の農産物中心であるため、経済全体に与える影響は微小にとどまる。日本など第 3 国へのインパクトは負ではあるがやはり軽微な影響にとどまる。

砂糖の例外化はオーストラリアの砂糖生産者に大きい損失をもたらすが、オーストラリアの対米農産物輸出は乳製品、牛肉を中心に増大する。オーストラリアでは障壁が相対的に大きく削減される乳製品や牛肉等に生産がシフトし、小麦等の農産物の輸出金額は減少する。これに対しアメリカの対豪農産物輸出の増加は限定的である。日本の農産物輸入は米豪両国からの農産物輸入の変化が大きく、概してオーストラリアからの農産物輸入が減少し、アメリカからの輸入が微増する。モデルでは代替的な輸入先からの変化がこれらの変化を穴埋めするので、全体としての影響は軽微である。